

子育て世帯への臨時特別給付金の取扱いについて

1 背景

令和3年11月19日の閣議決定において、子育て世帯への臨時特別給付金については、「子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給し、来年春に向けて子ども1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行う。」と示されていましたが、12月13日に岸田首相が国会で「地域の実情に応じて、年内からでも現金10万円を一括給付する形も選択肢に加える」と表明、クーポン支給の原則が事実上撤回されました。

これを受け、子育て世帯の皆様方にいち早く役立てていただくため、本市における今後の対応を下記のとおり決定しました。

2 今後の対応

- (1) 原則クーポンで支給とされていた5万円は、現金支給とします。
- (2) プッシュ型（積極支給）対象世帯へは、年内に一括で10万円の現金を支給します。
- (3) 公務員・高校生等の世帯へは、申請受付後審査を経て一括で10万円の現金を支給します。

3 支給時期及び対象児童数

対象児童	対象児童数 (対象世帯数)	支給時期
①【プッシュ型（積極支給）】令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象児童（公務員世帯以外） ※申請不要	約46,000人 (約27,000世帯)	12月27日に現金10万円を支給予定。
②【要申請】公務員世帯、高校生がいる世帯、令和3年9月から令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）	約20,800人 (約15,500世帯)	1月に申請案内を送付。随時申請を受付し、審査が終わり次第、1月中に現金10万円の支給を開始予定。
合計	約66,800人 (約42,500世帯)	

4 給付費（概算）

66,800人×10万円 = 約66億8千万円

【問い合わせ】

宮崎市子ども未来部保育幼稚園課
電話 21-1774